（道路運送車両法施行令の一部改正）

第百十四条　道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「独立行政法人情報通信研究機構」を「国立研究開発法人情報通信研究機構」に、「独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所」を「国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人放射線医学総合研究所」に、「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人農業生物資源研究所、国立研究開発法人農業環境技術研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人森林総合研究所、国立研究開発法人水産総合研究センター」に、「独立行政法人産業技術総合研究所」を「国立研究開発法人産業技術総合研究所」に、「独立行政法人土木研究所、独立行政法人建築研究所」を「国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人建築研究所」に、「独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人電子航法研究所」を「国立研究開発法人海上技術安全研究所、国立研究開発法人港湾空港技術研究所、国立研究開発法人電子航法研究所」に、「独立行政法人国立環境研究所」を「国立研究開発法人国立環境研究所」に、「独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター及び独立行政法人国立長寿医療研究センター」を「国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター及び国立研究開発法人国立長寿医療研究センター」に改める。

第百十五条　航空法施行令の一部を次のように改正する。

第七条中「独立行政法人電子航法研究所」を「国立研究開発法人電子航法研究所」に改める。

（航空法施行令の一部改正）

第百十六条　次に掲げる政令の規定中「独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター」を「国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター」に改める。

一　土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第五十八条第二項

二　首都圏整備法施行令（昭和三十二年政令第三百三十三号）第十三条第三号

三　近畿圏整備法施行令（昭和四十年政令第百五十九号）第二条第三号ヘ

四　中部圏開発整備法施行令（昭和四十二年政令第二十号）第五条第六号

（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令の一部改正）

第百十七条　公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「第二十九条第三項」を「第二十九条第二項」に改める。

第十三条中「第二十九条第三項」を「第二十九条第二項」に、「第五条第一項」を「第二十一条第一項」に改める。

（都市計画法施行令の一部改正）

第百十八条　都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二十七号中「独立行政法人日本原子力研究開発機構が独立行政法人日本原子力研究開発機構法」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法」に改め、同条第二十九号中「独立行政法人宇宙航空研究開発機構が独立行政法人宇宙航空研究開発機構法」を「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法」に改め、同条第三十号中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」に改める。

（国土交通省組織令の一部改正）

第百十九条　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第五号を削る。

第十条第十三号を削る。

第十四条第八号中「独立行政法人港湾空港技術研究所」を「国立研究開発法人港湾空港技術研究所」に改める。

第十五条第一項第十一号中「独立行政法人電子航法研究所」を「国立研究開発法人電子航法研究所」に改める。

第十六条第七号中「独立行政法人土木研究所の」を「国立研究開発法人土木研究所の」に、「独立行政法人土木研究所法」を「国立研究開発法人土木研究所法」に改める。

第三十条第八号を削る。

第四十六条第六号を削る。

第九十八条中第七号を削り、第八号を第七号とする。

第百六条中第十一号を削り、第十二号を第十一号とする。

第百十五条中第六号を削り、第七号を第六号とする。

第百二十三条中第六号を削り、第七号を第六号とする。

第百三十二条第七号を削る。

第百三十九条第七号を削る。

第百四十三条第七号中「独立行政法人海上技術安全研究所」を「国立研究開発法人海上技術安全研究所」に改める。

第百五十四条第三号を削る。

第百六十一条第六号中「独立行政法人港湾空港技術研究所」を「国立研究開発法人港湾空港技術研究所」に改め、同条第八号を削る。

第百七十二条第四号を削る。

第百七十五条第五号を削る。

第百八十一条第三号中「独立行政法人電子航法研究所」を「国立研究開発法人電子航法研究所」に改める。

第百八十九条第六号中「独立行政法人土木研究所」を「国立研究開発法人土木研究所」に改める。

第二百二十四条の七第四号を削る。

附則第十条中第四号を削り、第五号を第四号とする。

（独立行政法人土木研究所法第十二条第五号の建設工事を定める政令の一部改正）

第百二十条　独立行政法人土木研究所法第十二条第五号の建設工事を定める政令（平成十二年政令第三百二十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人土木研究所法第十二条第五号の建設工事を定める政令

本則中「独立行政法人土木研究所法」を「国立研究開発法人土木研究所法（平成十一年法律第二百五号）」に改める。